

改正案	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 免許を要する無線局の一般的審査（第3条）</p> <p>第3章 免許を要する無線局の個別審査（第4条・第5条）</p> <p>第4章 免許を要する無線局の変更の許可（第6条―第12条）</p> <p>第5章 特定無線局の免許等の審査（第13条―第17条）</p> <p>第5章の2 特定基地局の開設計画の認定等の審査（第17条の2―第17条の6）</p> <p>第6章 外国の無線局の運用の許可（第18条）</p> <p>第6章の2 登録局の登録等の審査（第18条の2―第18条の7）</p> <p>第7章 無線従事者の免許等（第19条―第26条）</p> <p>第8章 識別信号の指定基準（第27条・第28条）</p> <p>第9章 局名録等に代えられる書類の認定（第29条・第30条）</p> <p>第10章 検査等事業者の登録（第31条・第32条）</p> <p>第11章 登録証明機関等の登録等（第33条―第39条の3）</p> <p>第11章の2 登録修理業者の登録等（第39条の4・第39条の5）</p> <p><u>第11章の3 無線設備等保守規程の認定等（第39条の6）</u></p> <p>第12章 伝搬障害防止区域の指定（第40条―第43条）</p> <p>第13章 伝搬障害の判定（第44条・第45条）</p> <p>第14章 武力攻撃事態等における無線局の免許の変更の許可等の特例（第46条）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 免許を要する無線局の一般的審査（第3条）</p> <p>第3章 免許を要する無線局の個別審査（第4条・第5条）</p> <p>第4章 免許を要する無線局の変更の許可（第6条―第12条）</p> <p>第5章 特定無線局の免許等の審査（第13条―第17条）</p> <p>第5章の2 特定基地局の開設計画の認定等の審査（第17条の2―第17条の6）</p> <p>第6章 外国の無線局の運用の許可（第18条）</p> <p>第6章の2 登録局の登録等の審査（第18条の2―第18条の7）</p> <p>第7章 無線従事者の免許等（第19条―第26条）</p> <p>第8章 識別信号の指定基準（第27条・第28条）</p> <p>第9章 局名録等に代えられる書類の認定（第29条・第30条）</p> <p>第10章 検査等事業者の登録（第31条・第32条）</p> <p>第11章 登録証明機関等の登録等（第33条―第39条の3）</p> <p>第11章の2 登録修理業者の登録等（第39条の4・第39条の5）</p> <p>[新設]</p> <p>第12章 伝搬障害防止区域の指定（第40条―第43条）</p> <p>第13章 伝搬障害の判定（第44条・第45条）</p> <p>第14章 武力攻撃事態等における無線局の免許の変更の許可等の特例（第46条）</p>
<p><u>（無線設備等保守規程の認定）</u></p> <p><u>第39条の6 免許規則第25条の26に規定する認定及び免許規則第25条の27に規定する変更認定の申請書を受理したときは、法第70条の5の2第2項の規定に基づき、その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認められるときは、認定をする。</u></p> <p><u>（1） 申請書は、次のア及びイに適合しているものであること。</u></p> <p><u>ア 認定を申請する無線局を開設する航空機の定置場を管轄する総合通信局長に提出されていること。</u></p> <p><u>イ 無線設備等保守規程が添付されていること。</u></p> <p><u>（2） 無線設備等保守規程は、次のアからケまでに適合しているものであること。</u></p> <p><u>ア 無線設備等保守規程は免許規則第25条の26第1項第2号から第9号までの事項が記載されていること。ただし、申請者が既に他の無線設備等保守規程の認定を受けており、その無線設備等保守規程と内容が同一の項目については、その旨を記載し、他の記載事項の記載を省略することができるものとする。</u></p> <p><u>イ 無線設備等の点検その他の保守を行う施設の概要については、対象となる無線設備等の点検その他の保守（点検、修理及び故障探求等）を行うために必要な施設及び設備の一覧並びに配置状況が記載されていること。なお、施設及び設備が複数事務所にある場合には、各事務所について記載されていること。また、施設及び設備については、点検その他の保守を行う無線設備等の規定値を確認するのに必要な機能、精度及び確度を有すること。</u></p> <p><u>ウ 無線設備等の点検その他の保守を行う組織の概要及びその最高責任者の概要については、その組織の概要及び員数（無線設備等の点検を行う者、無線設備等の点検及び点検結果の判定を行う者、点検を行う者及び点検結果の判定を行う者の監督のもとに無線設備等の日常保守や電氣的特性のデータ取得を行う者の別に記載されていること。）並びにその組織の最高責任者の氏名、役職名及び責任範囲が記載されていること。なお、無線設備等の点検を行う者は以下の（ア）に、無線設備等の点検及び点検結果の確認を行う者については以下の（イ）又は（ウ）の条件に適合するものであること。</u></p>	<p>[新設]</p>

- (ア) 法別表第1に掲げる条件のいずれかに適合するもの
- (イ) 法別表第4に掲げる条件のいずれかに適合するもの
- (ウ) 航空無線通信士の資格を有する者であって、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に5年以上従事した経験を有するもの
- エ 無線設備等の点検その他の保守に関する信頼性管理の目標値又は管理値については、無線設備の型式ごとに点検その他の保守を行うに当たり適切な値となっていること及びその数値について根拠が示されていること。
- オ 無線設備等の点検その他の保守の実施方法については、無線従事者の資格等及び備付書類等の確認、無線設備の電気的特性の点検、総合試験等の実施方法が適切に定められていること。なお、平成23年総務省告示第279号に規定されている項目については、当該告示と同等以上の内容であること。
- カ 無線局の基準適合性を確認する間隔については、施行規則第40条の2に定める時期ごとに実施するものであること。
- キ 無線設備等の点検その他の保守に関する品質管理の概要については、次に掲げる条件に適合していること。
- (ア) 無線設備等の点検その他の保守に用いられる設備等の保守管理については、その保守管理内容が適切に定められていること。なお、使用する測定器については、第31条(2)キに定める条件に適合し適切に管理及び校正されていること。
- (イ) 無線設備等の点検その他の保守の能力を維持するための適切な教育訓練制度が定められていること。
- (ウ) 無線設備等の点検その他の保守に関して、外部委託(一部の業務について委託を行う場合を含む。)を行う場合には、次の条件に適合しているものであること。
- A 委託先の選定基準が適正に定められていること。なお、委託先の選定基準には、無線設備等の点検その他の保守の能力を維持するために適切な教育訓練制度を実施することが含まれていること。
- B 無線設備等の点検その他の保守の業務の一部を他の者に委託する旨、委託先及び委託内容が無線設備等保守規程に記載され、委託を行う業務に応じて、本条(2)ウ及び第31条(2)又は第32条(2)に準じて行われることを委託先との間で取り決める旨が記載されていること。
- C 再委託を行う場合は、再委託を受けた者における業務の管理方法を委託先に明示するとともに、再委託を受けた者を適切に管理することを申請者と委託先との間で取り決める旨が記載されていること。
- D 委託先が報告する点検その他の保守の業務の結果の適正性を確認する方法並びに当該業務の結果を監査する体制及び方法が明確に記載されていること。
- E その他、点検その他の保守の委託に関して必要な事項が記載されていること。
- (エ) 無線設備等の点検その他の保守の実施に関して、記録範囲及びその内容が、登録検査等事業者等規則別表第8号に準じて明確に規定されていること。
- (オ) 法第70条の5の2第6項に基づく報告を行うに当たり、施行規則別表第4号の4に定める様式の報告書の7の欄に記載する情報を取得、管理及び分析できること。
- (カ) 無線設備等の点検その他の保守の記録及び次の書類の保管方法並びにその保存期間が信頼性管理を行う上で適切であること。
- A 無線設備等保守規程認定書
- B 無線設備等保守規程
- C 無線設備等の点検その他の保守の業務に関する帳簿
- D 無線設備等の点検その他の保守の結果及びそれらの信頼性管理に資する記録
- E 無線設備等の点検その他の保守に用いる測定器等の保守及び管理等の書類
- F 無線設備等の点検その他の保守に用いる測定器等の校正等の記録等の書類
- ク 無線設備等の点検その他の保守に関する技術的情報の維持・管理の概要については、無線設備等に関する技術的情報を常に最新の状態に維持し、必要に応じて点検その他の保守の実施方法に反映させる仕組みを有していること。

ケ 無線設備等の点検その他の保守に関する信頼性管理における分析と処置対策の概要については、上記オで定められている実施方法による点検その他の保守が的確に実施され、当該無線局及びその無線設備の信頼性の確保及び適切な是正処置の実施がなされる仕組みが定められていること。